

Catalogue No.

20429-159

伝統工芸士

高度な技術・技法を持つ技能者に対して、国や地方自治体による伝統工芸士の認定制度があります。
当社で製造されるハンドメイド製品は、伝統工芸士の資格を持つ技能者の卓越した技術が活かされています。

◆伝統工芸士(経済産業大臣認定)

経済産業大臣指定伝統的工芸品の製造に従事し下記条件を満たす技能者で、「伝統工芸士認定試験」に合格した者に対して(財)伝統的工芸品産業振興協会より伝統工芸士の資格が認定されます。

- ・実務経験12年以上を有していること
- ・現在も伝統的工芸品等の製造に従事していること
- ・実技試験、筆記試験に合格すること
- ・認定登録を受けた後、伝統工芸士会に入会すること

◆東京都伝統工芸士(東京都知事認定)

東京都知事が指定した伝統工芸品の製造に従事する技能士のうち、下記の認定要件を備えている、特に高度な技術を持つ者に対して、東京都知事より「東京都伝統工芸士」の資格が認定されます。

- ・東京都指定伝統工芸品の製造に実務経験が15年以上あり、現在もその製造に従事していること
- ・高度な伝統的技術、技法を有していること
- ・伝統工芸品産業振興事業の推進に協力しており、今後も協力できること

フ
ァ
イ
ン
ス
テ
ル

H
S
シ
リ
ー
ズ

タ
ン
プ
ラ
ー

ス
ム
バ
ー
ナ
イ
チ
ム
マ
ク
デ
ザ
ー
ト

お
茶
ビ
ール
焼
酎

酒

和
の
器
ビ
ッ
ツ
エ
プ
レ
ー
ト
ボ
ー
ル

氷
入
れ
カ
ラ
フ
エ

灰
皿

調
味
料
保
存
容
器

ギ
フ
ト

生
活
雑
貨

イ
ン
テ
リ
ア

巻
末
グ
ラ
ス
コ
ラ
ム

商
標
I
N
D
E
X